

奈良版「エリア コミュニティ活動」の運営ガイド(案) (2016年度版)

1. 趣旨

・奈良で正式に事業活動を始めて10年が経過しました。この間事業分野では個人化をベースとしながら、運営分野では地区組合員を基本組織とした運営及び活動の仕組みとして定着させることで、より多くの組合員の要望に応えるべくすすめてきました。

・しかしながら、共働き層の増加や在宅主婦への各種の社会活動の負荷の増加などにより、生活クラブがめざす「組合員主体の運営」のスタイル継続が1年1年とより厳しくなった10年でもありました。

・このような経過から、組合員主体の運営の指向と仕組みは残しつつ、また限られた時間や範囲ではありますが、エリアの組合員の自主メンバーによる活動とそれへの自主参加の仕組みづくりをはじめます。

・生活クラブは、今回の自主参加型活動をおして多くの組合員が地域の組合員の願いや考えに触れることで、個人化のすすむ社会に対し「組合員による主体的運営」も大事にする生協を目指したいと思ひこの制度をはじめます。

2. 活動テーマ

・生活クラブは活動開始からまだ10年、まだまだ仲間が必要です。地域では3つ目の生協としての認知は十分得られてはいません。

・ですので、まず生活クラブの「エリア活動」では、地域の仲間と生活クラブの素晴らしさや大切さを確認し、そしてまだ組合員になっていない地域の人々にそのことを知らせる活動を基本とします。

・具体的には生活クラブの「10のthink and act」に記述された項目に関する活動テーマであれば、その他は自由に設定できるものとします。

・また特定の宗教や政治団体、営利を目的とする団体に関連する内容は認められません。

3. 運営

・申請書に記載された活動計画にそって自主運営します。

・活動終了後、もしくは年度末に活動報告書をエリアに提出します。

・エリアが取組む諸課題に関連し、エリア内のコミュニティに対して活動への協力・連携について相談することがあります。

・エリアの活動との連携にあたっては、生活クラブの活動・事業とともにすすめる活動を主体的に展開することができるものとします。

・一つのエリアで活動する原費は年度ごとの予算を持って決めます。よって、活動するコミュニティの数については年度予算の制約から一定数以内とし、それ以上の応募についてはお断りすることがあります。

4. 活動の展開

・年度単位の活動とし、年に2回以上の活動を行うことを基本とします。

・年度を越えて活動を継続する場合は、年度末までに再度申請を行うものとします。

・年度途中の申請については、原則として次年度以降の活動計画として対応します。

5. 登録メンバーと参加メンバー

・登録メンバーは3名以上で構成し、かつ過半数以上は組合員であることとします。

・代表は組合員であることとします。

・参加メンバーは受け付けで連絡先を確認することで参加要件を満たしたものとします。

6. 活動に伴う生協支援(活動保障の内容)

・活動費として活動開始時に10,000円(会場費の支援費を含む)を支給します。この支給金についての使途の制約はありませんが、活動終了時もしくは年度末に提出する報告書に使用の明細を記載する必要があります。

・活動については地域づくり委員会が発行する「(仮休)委員会にゆーす」の紙面を活動できるものとします。また、必要により独自の広報を発行する場合は印刷用紙を準備して理事会に申請するものとします。

・活動中の不慮の事故に対する保障として、日生協を窓口とする団体行事保険に加入し保険料を生協で負担するものとします。活動内容からみて団体行事保険を不要とする場合は申請時にその旨申し出るものとします。

7. 申請と承認

・エリアより運営ガイドと申請書を取り寄せ、必要事項を記入しエリアの窓口担当に提出します。

・エリアの担当者より連絡がありますので、活動に関する聞き取りや相談に対応して下さい。

・申請の可否について決定を行う機関はエリア委員会とします。ただし、初年度の2016年度については決定機関を「地域づくり委員会」と読み替えできるものとします。

8. その他

・年度内での同一の活動テーマ、同一メンバーによる申請はできません。

・代表は複数のコミュニティの代表を兼ねることはできません。

・生活クラブの理事、監事、エリアの運営委員、職員はコミュニティの代表とはなりません。

・制度の趣旨から、支給される全員が実質的に特定の組合員に対する報酬あるいは対価として行われる場合、あるいは行われた場合は該当する部分について返還を求められることがあります。

・2016年度については総代会承認後の取組みであることから活動期間が短くなります。このため、標準としては7月末日までの受け付けのところ、10月末日までの受け付け分までを年度内の企画として受け付けます。

・また、2016年度に限って活動費の支給については2回以上の開催については10,000円、1回の開催については半額の5,000円とします。

・支給されたコミュニティ活動費の清算にあたっては実費清算とし、活動承認とともに清算用の書式を配布するものとします。

・登録メンバーに欠員が生じた場合は、コミュニティは申し出を行ってメンバーを補充するものとします。

付記

・運営ガイドは必要によって次年度以降改定できるものとします。